岩手県選挙管理委員会告示第72号

公職選挙法施行令(昭和25年政令第89号)第55条第2項及び第4項第2号(これらを準用し、又はその例による場合を含む。)の 規定により指定した不在者投票ができる病院等の名称について、次のとおり変更があった。

平成23年7月29日

岩手県選挙管理委員会

委員長 八木橋 伸 之

種	別	施設の名称		所在地	変更年月日
但		変更前	変更後	別在地	发 类 十 月 日
病院		医療法人社団山岡胃腸科内科医院	介護老人保健施設北上きぼう苑	北上市本石町二丁目	平成23年7月1日
/内/元	兀	介護老人保健施設北上きぼう苑		1番45号	